

独立行政法人中小企業基盤整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和6年3月22日  
独立行政法人中小企業基盤整備機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

#### 1. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、本部及び地域本部（沖縄事務所、南九州事務所、中小企業大学校を含む。）において機構が行う事務及び事業とする。

#### 2. 対象期間等

本計画は、2024年度から2030年度までの期間を対象とする。

#### 3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2012年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目指すこととする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

#### 4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの2030年度の目標に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の目標に照らした個別対策の実施に向けて最大限努める。

##### 1. 太陽光発電の導入

機構が保有する建築物及び土地において太陽光発電設備を最大限設置することを目指す。

##### 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

##### 3. 電動車の導入

機構の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、

プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については原則として全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

#### 4. LED照明の導入

既存設備を含めた機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%を目指す。

#### 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに機構で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。

### 5. 措置の内容

#### 1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

機構が保有する建築物及び土地について、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

##### (1) 太陽光発電の最大限の導入

機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を最大限設置することを目指す。

##### ① 機構が新築する庁舎等の建築物における整備

機構が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することに努める。

##### ② 機構が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

機構が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することに努める。

##### ③ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

##### (2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。また、地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

#### 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

##### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則Z E B Oriented相当以上とし、2030年度までに、新築建築物の平均でZ E B Ready相当となることを目指す。
- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用に努める。
- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に取り組む

#### (2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。
- ④ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマス燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、H F Cを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ その他、建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

#### (3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

#### (4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

### 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

#### (1) 電動車の導入

機構の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

#### (2) L E D照明の導入

既存設備を含めた機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

### (3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに機構が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となるよう努める。

### (4) 省エネルギー型機器の導入等

① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

### (5) その他

#### ア 自動車利用の抑制等

① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

#### イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

#### ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。

特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

#### エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議資料等の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

#### オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

#### カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

#### キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

#### ク フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時漏えい対策に取り組む。

#### ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF6）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF6について、回収・破壊等を行うよう努める。

### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

#### （1）廃棄物の3R+Renewable

- ① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、機構として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

#### （2）機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を行う。
- ② 機構が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

### 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

#### （1）ワークライフバランスの確保

- ① 各人の計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。また、全体では、水曜日及び金曜日の定時退出の一層の徹底を図る。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

#### （2）職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 機構内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう

便宜を図る。

(3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

**6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

(1) 本計画の策定・評価・点検は、関係部門の協力を得て、総務部総務課が事務局となってとりまとめる。

(2) 再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表するものとする。また、本計画において定める温室効果ガスの総排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することができるものとする。

(3) 実施状況は成果を取りまとめた上、環境報告書等適切な方法を通じ公表する。

7. 温室効果ガス排出削減計画

独立行政法人中小企業基盤整備機構温室効果ガス削減計画

	単位	2012 年度	2022 年度	2030 年度 (調整後排出係数)
公用車燃料	kg-CO2	210,923	102,105	92,105
施設のエネルギー使用	kg-CO2	6,103,150	5,013,402	2,548,196
電気	kg-CO2	3,578,704	2,482,955	517,749
(電気使用量)	kWh	7,226,332	5,947,491	2,070,996
電気以外	kg-CO2	2,524,446	2,530,447	2,030,447
その他	kg-CO2	0	0	0
合計	kg-CO2	6,314,073	5,115,507	2,640,301
2012 年度比の削減率		-	19.0%	58%

独立行政法人中小企業基盤整備機構温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度 目標
公用車に占める電動車の割合	%	60 (2022 年度)	100
LED照明の導入割合	%	89 (2022 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2022 年度)	60 (2030 年度)